

# 平成30年度 下有知小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

ここに定める「下有知小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（2013年6月28日法律第71号第二条一項）

- ・ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾、スポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「仲間外れ」や「無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、その背景等の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・ いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

### (3) 学校としての構え

この定義、基本認識のもと、本校では、「どの学級でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもっている。「明るく、元気で夢のある学校」をめざし、この「いじめ防止基本方針」を策定する。

学校としての構えとして、次の4つを大切にする。

- ①児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ②「いじめは人間として許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

- ③ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にしている教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ④ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 「いじめをしない」「許さない」風土をつくるための取り組み

### (1) 生命や人権を大切にしている心と態度を育てる

#### ① 日々の授業で「人権教育で付けたい力」を意識する。

各教科等で、重点的に意識する「人権教育で付けたい力」を次のようにとらえ、日々の授業で人権教育の観点として位置づけ、意図的・意識的に指導する。

|        |   |
|--------|---|
| 国 語    | 言語をてがかりにしながら論理的に思考する力や豊かに思考する力（認識力）                           |
| 社 会    | 社会的事象に対する多面的・多角的に考察する力（認識力）<br>人間の尊重、基本的な人権の尊重に関わる諸問題の理解（認識力） |
| 算 数    | 事象を数理的にとらえ、見通しをもって、筋道を立てて考える力（認識力）                            |
| 理 科    | 事実を根拠にして科学的に探究する力（認識力）  |
| 音 楽    | 音楽のよさや美しさを感じ取り表現する力（自己啓発力）                                    |
| 図 工    | 造形のよさや美しさを感じ取り表現する力（自己啓発力）                                    |
| 体 育    | 「誰とでも仲よく協力し合って」「ルールを守って」運動する態度（行動力）                           |
| 生 活    | 「身近な人々、社会、自然」「自分や友達への存在」「自分の成長」への気づき<br>(認識力)                 |
| 道 徳    | 道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことの喜びと悪を憎む感情<br>(自己啓発力)                    |
| 特別活動   | 仲間と共に、学級や学校の生活をよりよくしていこうとする態度（行動力）                            |
| 総合的な学習 | 問題の解決や探究活動に、主体的、創造的に取り組む態度（行動力）                               |

このことは、各教科等の本質的な内容である。各教科の本質にそった日々の授業こそ、いじめ防止の基盤である。

#### ② 「思いやり、親切」を道徳教育の重点項目に設定し、要としての「道徳の時間の指導」を充実させる。

本校では、諸活動を、「ぼかぼか」を合言葉にして、子どもと願いを共有し実践している。学校行事や児童会行事、学級の活動での体験で、特に大切にしている意味付け、価値づけ、方向付けている「思いやり」について、道徳の時間で、補充・深化・統合させる。道徳の時間については、「思いやり」を次表のとおり指導計画に位置付ける。また、人権週間に「全校道徳の日」を設定し、全学級が関連する価値を主題にした「道徳の時間の指導」を位置付け、互いに参観し学び合うようにする。

| 学年 | B (6)、(7) 親切・思いやり   |                |              |
|----|---------------------|----------------|--------------|
| 1  | はしのうえのおおかみ          | はなばあちゃんがわらった   | ぼくのはなさいたけど   |
| 2  | くまくんのたからもの          | かっぱわくわく        | 学びゅうえんのさつまいも |
| 3  | やさしい人大さくせん          | 一さつのおくりもの      | 六べえじいとちよ     |
| 4  | なにかお手伝いできることはありますか？ | ゆうきの心配         | ポロといっしょ      |
| 5  | ノンステップバスのできごと       | くずれ落ちただんボール箱   |              |
| 6  | 車いすでの経験から           | 心に通じた「どうぞ」のひとつ |              |

### ③ 「いじめ」を題材にした学級活動を全学年で位置付ける。

これまでも、「何がいじめなのか」「いじめはなぜいけないのか」「いじめのない学級にするためにどうしたらよいか」などの内容は指導してきている。しかし、学級の実態によって、学級担任の思い入れの強さによって温度差があったり、学年や学級、担任の判断で行われたりしていた部分もある。

そこで、「学級活動の年間指導計画に位置付け、どの学年もどの学級も実践できるようにする。学年の発達段階に応じて、指導目標の質は異なるが、題材は次の2つとする。

- ・「いじめをしない、させない学級にしよう」(4月)
- ・「いじめをしない、させない学級になっているだろうか」(10月)

どの学級も、年間を通して、「学級の問題を解決する活動」として、「人権が大切にする言動をあふれさせ、そうでない言動をなくすこと」を位置づける。

### ④ 総合的な学習の時間における本校の「特色ある教育活動」を充実させる。

本校では、「思い合う心を育む体験活動」をテーマに生活科や総合的な学習の時間を使って、地域の方々から学んだり、幼稚園・保育園・関特別支援学校と交流したりしている。その中で、感謝する心や思いやりの心を育てている。今後もこれらの活動の意義を大切に、相手を思い合う温かい心を育み、地域と積極的に関わることが出来る児童を育成していきたい。

### ⑤ ひびきあい集会を核として、年間を通して「えがおいっぱい学校宣言」の達成に向けた取組を行う。

12月に実施する「ひびきあい集会」を核として、年間を通して「命と人権」を大切にする活動(あったか言葉キャンペーン、ちょこっとボランティア、あいさつタッチの活動等)を位置づけ、「ぽかぽか」「温かい」「笑顔」など、温かい関わり合いを生み出すよう方向づける。6月に人権にかかわる学校宣言「えがおいっぱい学校宣言」を児童会の執行部が発表し、それを受けて各学級で「えがおいっぱい学級宣言」を考え、発表する。12月のひびきあい集会では、各学級の取り組みの成果や途中経過を発表し、アンケートを集計したり、意見交流をしたり、地域の方の話を聞いたりする。

<活動例>

- 5月：全校宣言の確認「かけあおう あたたかい言葉 やろう仲間のために」
- 6月：思いやり委員会主催の「さん・くん付けキャンペーン」の取組  
：図書委員会主催の「あじさい図書館まつり」におけるペア学年での手紙の交流  
(ぽかぽかレター)
- 7月：ひびきあい集会に向けて学級宣言の決定、全校集会での発表
- 9月：思いやり委員会主催の「あったか言葉キャンペーン」の取組
- 10月：児童会主催の「ちょこっとボランティア」の取組
- 11月：いじめ0宣言に向けて、よさみつけの取組「ぽかぽか言葉大作戦」  
各クラスで目標に設定した、温かい言動ができた仲間に、感謝の気持ちを込めて、メッセージカードを渡し、学級ごとに掲示する。
- 12月：ひびきあい集会、全校道徳（ひびきあいの日）  
：児童会の取り組み「広げよう！思いやり」で高まった思いやりを全校に広める  
「校内であった心温かな出来事」の取組（お昼の放送で）
- 3月：今年度の学級宣言の取組を学級ごとに発表する。（お昼の放送で）

**⑥「ふれあいノート」を活用し、自己有用感を育てる。**

平成25年度より、下有知中学校と連携して取り組んできた「ふれあいノート」。児童の「だれかのために役立ちたい」という気持ちを高め、自己有用感を育てるには、「ふれあいノート」の活用が有効である。しかし、何も手を打たず、児童の自主性に任せていては、効果も少ない。意図的に手を打ち、継続して「ふれあいノート」を活用するよう、働きかけていきたい。

ア 学校の様々な活動に、「ふれあいノート」を活用する場面を意図的に位置付ける。

- ・「ちょこっとボランティア」等の取組で、だれかのために何かをしたら。
- ・「あいさつタッチの活動」にボランティアで参加をしたら。
- ・資源回収、プール掃除など、全校のために働いたら。
- ・「朝の5分間清掃」にボランティアで参加したら。
- ・「トイレのスリッパそろえ隊」として、トイレのスリッパをそろえたら。
- ・「図書館の本そろえ隊」として、図書館の本をそろえたら。

イ 「ふれあいノート」の活用の仕方を工夫する。

- ・だれかのために取り組んだら、身近な大人にサインをもらう。
- ・学級で「ふれあいノート」を集めて担任が印を押し、校長室に提出する。
- ・「ふれあいノート」の行為を価値付けた「校長賞」を発行する。
- ・「ふれあいノート」が1冊終わったら、校長室外の掲示板に名前を出す（「下有知小学校のピカピカ名人」）。

**⑦「人を大切にすること」を、意味付け・価値付け・方向付ける指導をする。**

日々の生活の中で、行為のみでなくその裏にある「人を大切にすること」を意味付け、価値付け、方向付ける指導をする。

- ・「〇〇さんは、先生の目をしっかり見て聞いてくれています。先生は話していても心がぽかぽかになります。聞くことは話す人を大切にすることなんだね。」

- ・「トイレのスリッパをしっかりとそろえると次の人が気持ちよく使えるね。スリッパをそろえることは次に使う人を大切にすることだね」
- ・「〇〇さんの話に、手をあげてつなげようとしたね。〇〇さんを大切にしている聞き方ができるね」
- ・「時間を守らない子がいて仲間を待たせる子がいます。待っている子は、時間が守れない子のために自分の大切な時間を無駄にしなければなりません。待たせることは仲間を大切にしていると言えるのだろうか」

## (2) 規律と信頼関係がある学級集団をつくる

「規律と信頼関係のある学級の中では、いじめは起こらない」と考え、学級経営を行う。その際、最も大切なことは「学級担任に任せない学級づくり」である。学級担任の生徒指導力や学級経営力が、学級づくりに大きく左右することは周知のことである。各担任が指導力を磨くことと全校体制で学級経営を推進していくことにより、どの学級も規律と信頼関係がある学級集団となるよう取り組む。

### ① 「4つのチャレンジ」の中の次の項目に全校で取り組む

どの学級も大切にしている活動として、学年・学級目標に位置づける。

#### ア「かんがえる子」(自分が輝く、みんなも輝いていますか)

- ・3つの見届け、主体的で対話的な活動等を大切にしたい授業改善を行い、どの子にも分かる授業を進めていくことにより、児童の心の安定を図り、自己肯定感を育成する。また、問題解決に主体的に取り組んだり、友達と協力して学んだりする態度を育て、よりよく問題を解決する能力や友達の多様な考えを理解し、自分の考えを広げることで、より学習指導方法を工夫することができ、豊かな人間性を育てたい。

#### イ「あいさつをする子」(きもちのよいあいさつができますか)

- ・あいさつは、相手を大切にしたい第1歩である。「相手の目を見て、さきがけあいさつ」に心がけ、いつでも、どこでもさわやかなあいさつができるようにしたい。児童会執行委員会が中心となって、毎朝「あいさつ運動」を展開するなど、児童自らが「あいさつの大切さ」を実感するような活動を大切にしたい。

#### ウ「なかよくする子」(友だちのよさを見つけようとしていますか)

- ・「いじめをしない・許さない」学校宣言・学級宣言を設定し、宣言を意識した生活を送ることができるよう指導する。
- ・子ども達は温かい言葉があふれる安心できる学級にしたいと願っている。人を傷つける言葉「うざい」「きもい」「死ね」などの言葉をつかったりすることに痛みを感じる児童にしたい。それには、言語環境が大きく左右する。日々のくらしの中で「温かい言葉をつかい、冷たい言葉を使わない努力」を指導する。
- ・どの学級も、帰りの会でよさ見つけの活動を位置づける。担任は、ともすると至らない所、気に入らない所に目を付けがちである。そのことにより良好な人間関係が築けない。よさを見つける努力を毎日させることは、それだけで意味のあることである。その活動のなかで、はじめは、「〇〇さんが～を貸してくれ

た」「〇〇さんが～をがんばっていた」など、自分にしてくれたことや抽象的な内容である。意図的にがんばらせ、そのことの意味や値打ちを教え、教師がよさを認めることを繰り返すことで、「よさ」の視点をもたせたり、「よさ」の質を高めたりしていく。

### エ「やりぬく子」（時間いっぱい心をこめた掃除ができますか）

- ・下有知小学校の一人として、学校を愛し、美しくしようとする心を育みたい。掃除の時間に遅れたり、話をしながら、他ごとをしながら掃除をするのではなく、黙々と膝をつき、掃除のできる子を育てたい。わずか15分の掃除の時間だが、「何となく過ごす掃除の時間」か「『ここをきれいにするぞ。』と目的をもって掃除をする時間」かの差は大きい。時間いっぱい、心を込めた掃除ができるよう指導をする。
- ・仲間のために働く清々しさを感じるボランティア活動を推進し、自己有用感を育成する。

### ②年間3回 学級力アンケートを実施

毎学期末に実施する。アンケート結果から、児童が学級の状況を分析、改善していかうと自律的に取り組む話し合い活動を指導する。学級目標の達成や学級の規律遵守力の向上に向けて、児童が具体的な取り組み方法を決め実践する。その取り組みを学級の財産として認め、励まし、価値付けていくことで、児童の自治力を育てる。

### ③多くの職員で見届け指導

担任が責任をもって学級経営を行うことは基盤として、担任一人が指導するのではなく、多くの職員で見届け指導できるようにする。

- ・マイサポーター制度を導入し、年3回実施する。
- ・教室の扉を開けて授業をし、どの職員も自然に教室に入る。
- ・担任以外の職員や、管理職が積極的に教室に入る。
- ・担任どうして授業を見合う。
- ・教科担任制、TT、少人数指導を積極的に行う。
- ・指導がうまくいかないときは他の職員と協力して指導する。

### (3) 全ての児童が安心でき、自己肯定感、自己有用感を感じられる学校生活づくり

あらゆる活動において、「がんばったらできた・認められた」という実感を持たせる。そのために、次の4点を大切に指導する。

#### ①「わかった」「できた」「やってよかった」を実感させる授業をする。

- ・「課題」「することの見通し」「ふりかえり」をはっきりさせて位置づける
- ・「書いてみる」「話してみる」「やってみる」「まとめる」活動を位置づける。

#### ②日々の生活の中で、「目標をもたせ、がんばらせ、認める」指導をする。

- ・「がんばっていること」「がんばりたいこと」を引き出し自覚させる。
- ・「どんな姿を願うのか」「どんながんばりをしたのか」「どんな力がついたのか」をふり返らせる。

#### ③「よさ見つけの活動」を大切にする。(再掲)

④ ①～③の取組の結果、できた宝物を「係活動、福祉活動、地域活動などを通して  
「人の役に立つ喜び」を味わわせる。（ふれあいノートの取組）

- ・一人一役の係活動をやりきる価値に気づかせる。
- ・花の世話（美化委員会）、資源回収（5，6年）、手つなぎ活動（6年）、小中ふれあいボランティア活動（5，6年）の活動の価値に気づかせる。

3 「いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない」体制をつくる。

（1）感度のよいアンテナをもって観察する。

- 欠席、遅刻、早退が目立って増えてきた児童はいないか。
- いつもと表情の違う児童はいないか。
- 何となく気がかりな行動の児童はいないか。
- 休み時間や給食の時間に一人ぼっちでいたり、食欲がなかったりする児童はいないか。
- 何となく話したそうな素振りをみせる児童はいないか。
- 授業中の発言、態度、表情、振る舞いなどに、これまでとは違った点が見られる児童はいないか。
- 授業中などに、冷やかされたり野次がとんだりしている児童はいないか。
- インターネットスラング（隠語）を使ってないか。  
きもす（気持ち悪い） アムカ・リスカ（自殺行為） タヒね（死んでこい）  
タヒる（死ぬ） 凸（学校） セクス・セックル（セックス）  
ちょづく（調子に乗る）
- 授業中などにいつも決まった児童が道具の後片付けをしていないか。
- ペアの机が離れていることはないか
- 給食は平等に配膳されているか。
- 掃除や当番の仕事でいつもつらい仕事の分担となっている児童はいないか。
- 手をつなぐ肩を組むなどの活動が自然にできない児童はいないか。
- プロレスごっこなどと言って、乱暴な行為が行われていないか。
- あだ名、ひやかし、からかいなどはないか。
- 授業中にメモや落書きを回していないか。（回したメモが落ちていないか）
- 持ち物がよく隠されたり、落書きをされたりしている児童はいないか。
- 班決めや席替えのとき、みんなに敬遠されている児童はいないか。
- 机やいすが壊されたり、汚されたりしている児童はいないか。
- 生活の記録ノート、日記、作文、絵などにいじめのサインが表れている児童はいないか。
- 保健室へよく行く児童生徒はいないか。
- 机、椅子、ロッカーなどの名前のラベルに落書きをされたり、はがされたりする児童はいないか。
- 何人かでこそこそと話し、教師の目を避けていないか。
- 教師が現れると、よそよそしくなったり、しらけたりしてしまう雰囲気はないか。
- 廊下などで教師の視線から逃げようとする児童はいないか。
- 教室以外の場所で、一人でうろうろしている児童はいないか。
- 休み時間に、トイレに閉じこもっている児童はいないか。

## (2) アンケート等の調査をする。

### ①「教えてねアンケート」を活用し、児童の悩みや心配をつかむ。

該当がある場合には、対象の児童から話を聞き組織的に対応する。

## (3)「あったらどうする」「見たらどうする」を具体的に指導する。

学級活動、帰りの会等で、次のことを繰り返し指導する。(マイサポーター制度)

- ① つらい思いをしたときは、先生、おうちの人、知っている大人の人、友だちなどのなかで一番話しやすい人（できれば大人）に話す。
- ② つらい思いをしていることを、友だちから相談されたときや見たときは、先生、おうちの人、知っている大人の人、友だちなどのなかで一番話しやすい人（できれば大人）に話す。

マイサポーター制度；担任以外で相談できる先生を一人は見つける。

## 4 いじめが起こった場合の対応

### (1) 対応の基本

- ① 徹して被害者の安全を守る。
- ② 一人で判断しない。一人で動かない。
- ③ 「いじめ対策委員会」を招集し、指導の方向と役割を明確にする。

### (3) 対応の具体

#### ①「いじめ」発生時

##### <発見したら>

- ・毅然とした態度で、いじめを止め、被害者を守る。
- ・被害者のケガの治療や心の安定を優先する。
- ・まわりの児童に依頼するなどして応援を呼ぶ。
- ・加害者やまわりの児童に注意を払い、状況（年組、名前、概要）を把握する。

##### <噂や訴えがあったら>

- ・どんな噂や訴えも聞き逃さない。決めつけない。
- ・できる限り多くの情報を集める。  
(時間、場所、状況、回数や程度、人数、加害者名、被害者名)
- ・訴える側の立場や思い（「逆にいじめられないか」「出しゃばってないか」…）に立って、話を聞く。

◇聞きとったことを速やかに「学級担任」「学年主任」「生徒指導主事」「教頭」のいずれかに報告する。報告を聞いたものは、関係職員を集めて共通理解する。

#### ② 事実確認

- ・「いつ?」「誰と誰が?」「誰に?」「どこで?」「どんなことを?」「どの程度?」「何回ぐらい?」「どうして?」「そのことを知っている人は?」などを聴取する。
- ・当事者から聴取・当事者双方の矛盾点について聴取・周囲からの聴取



- ・心を開くまで、焦らないで辛抱強く聞く。
- ・事実を聞くときは、一人で判断しない。また、指導を急がない。
- ・「ほぼ正確と判断できること」「あいまいではっきりしないこと」に分類し、前者をもとに指導することを確認する。

### ③ 指導・援助

#### ア 被害者への指導・援助

- ・絶えず心の支えとなるよう継続して援助する。
- ・信頼できる仲間が身近にいることを実感できるようにする。
- ・個人的な好き嫌いという立場ではなく、公平な立場をとれるリーダーを育てる。

#### イ 加害者への指導・援助

- ・自己指導能力を高めるよう、「自己を見つめる」→「心のありように気づかせる」→「心から反省し、改善すべき点を具体的な生活のなかで見つけさせる」→「仲間からの見届けや励ましを位置づける」指導する。
- ・努力していることを認め、励ますことにより自覚や自信をもたせる。

#### ウ 集団への指導

- ・当事者だけの問題ではなく、「誰もが安心して生活できる学校づくり」という視点で関連付けて取り上げる。
- ・場合によっては、学年集会、全校集会を開いていじめの事実を話し、皆で考える場をもつ。

### ④ 当事者の家庭への対応

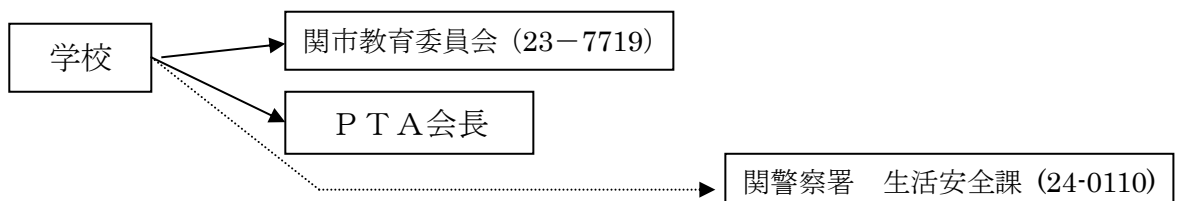
- ・児童のために最善を尽くすという姿勢で誠意をもって対応する。
- ・状況説明、経過報告、謝罪、今後の指導など、懇談の目的を明確にし、学校の指導について理解・協力を求める。
- ・保護者に対して、協力して本人を立ち直らせようとする学校の姿勢を示す。
- ・被害者・加害者の保護者に対して、小さな変容についても報告し、安心感を抱いてもらえるようにする。
- ・双方の保護者にわだかまりが残らないよう配慮する。

### ⑤ 留意すること

- ・「許せない」という教員の感情が、行き過ぎた指導や体罰に至らないようにする。
- ・時系列に沿って記録を残す。

## 5 関係機関との連携

### (1) 発生した場合の報告



## (2) 教育委員会との連携

- ◇ いじめが発生した場合は教育委員会に報告し指示を受ける。
  - ・教頭は事案の記録を時系列で確実に残す。
  - ・教頭は迅速に適切に報告する。問題行動報告書
  - ・重篤な場合は出向いたり電話をしたりして適宜連絡を取る。
  - ・いつ どこで どんなことが 誰が 概要は
  - ・被害者の保護措置、学校の様子、二次被害や再発防止の対応

## (3) 家庭・地域との連携

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 「いじめをしない」<br>「許さない」風土をつくるために | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめに防止基本方針」について、PTAの諸会議、学校だよりなどで、保護者に説明する。</li> <li>・学校の教育方針等について、各種通信、懇談会、各種PTA行事などで、根気強く説明し理解を得る。</li> <li>・家庭教育のあり方について、具体的に指導・援助する。</li> </ul>   |
| 「いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない」ために     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に「いじめを見つけるサイン」を示すなどして、日々の見届けを依頼する。</li> <li>・「何かあったら、学校へ」を日々啓発する。</li> <li>・マイサポーター週間を設ける。</li> </ul>  |
| 起こった場合の、被害者の安全確保と再発防止のために    | <p>&lt;誠意ある初期対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から相談を受けた場合は、家庭訪問したり来校を求めたりして直接話を聞く機会を早急にもつ。</li> <li>・保護者との面談は、複数の教員（担任と教頭）で行う。保護者の願いや思いを共感的に受け止め、子どもを徹底して守り抜くという誠意ある姿勢を示す。</li> <li>・学校が把握しているいじめの実態や敬意などを包み隠さず保護者に伝え、解決のための共同しようとする合意を形成する。</li> </ul> <p>&lt;適切な説明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの情報を入手したら、職員間の連携を図り正確な情報収集を行う。</li> <li>・いじめの解決に向けて、学校の対応方針を具体的に示し、保護者の理解を得る。</li> <li>・学校の対応状況について丁寧に説明するとともに、学校や家庭の様子について情報交流する。</li> </ul> |

## (4) 他機関との連携

必要に応じて、他の機関と積極的に連携する。

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 警察          | ・触法行為やネットトラブル等の場合      |
| 関市児童家庭課     | ・家庭の問題が複雑に関係する場合       |
| 関市適応指導教室    | ・いじめにより不登校となった児童への対応   |
| 子ども相談センター   | ・児童の一時保護や施設の入所に関係する場合  |
| 医療機関        | ・発達障がい等の可能性がある場合       |
| 法務局等の人権擁護機関 | ・人権擁護に関わる事案である可能性がある場合 |

## 6 教育相談の充実

### (1) 共感的に受け止める姿勢に徹する

どの職員も次の3つを意識し努力することでこのことを具現する。

- ① 「がんばらせ、認め励ます」指導をする。
- ② 「ともに遊ぶ」「日記を読む」「どの子にも声をかける」などの、意図的な取組を通して、児童の悩み等をつかむ。
- ③ 言動の裏にある思いや意識に着目して、価値づけたり方向づけたりする。

### (2) 「悩みがあったら相談する」体制をつくる

- ① 「学校で心配ごとや困ったことがあったら、一番相談しやすい人に相談することを指導する。(再掲)
- ② 児童や保護者との教育相談の機会を設定し啓発する。
  - ・「教えてねアンケート」「アセス」の結果を受けて、教育相談を行う。＜教育相談週間＞
  - ・保護者へ教育相談への啓発を行う。日頃から、「心配なことがあったら、いつでも話せる」信頼関係を保護者との間につくっておく。特に、下記の保護者と直接話ができる機会を大切にする。
    - 5月 家庭訪問 7月、12月 個人懇談
    - 6月 9月 2月 授業参観、フリー参観日

### (3) 心の相談員、スクールカウンセラーを活用する

心の相談員およびスクールカウンセラーを次のように活用する。

- ① 授業参観を積極的に行い、発達障がいのある児童の特性を知ると共に、担任や支援員の対応や支援の仕方に対して指導・助言を行う。
- ② 担任や支援員の悩みを聞き、支援が円滑にできるようにする。
- ③ 継続してカウンセリングを受けている児童との相談を続け、児童が自信をもって学校生活ができるよう支援する。
- ④ 悩みや困り感のある児童を早期に発見、対応できるようにする。
- ⑤ 学校だよりや保健だよりなどを通し、心の相談員、スクールカウンセラーの活用について保護者に呼びかけ、心の相談員、スクールカウンセラーに相談するような体制をつくる。
- ⑥ 夏休みに、スクールカウンセラーを講師として、職員を対象とした教育相談研修会を開催する。
- ⑦ 児童が気軽に相談できるように、心の相談員の部屋を整備し、休み時間等に心の相談員と話をしたり相談したりできる機会を多くする。

## 7 いじめ防止のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ対策推進法（第二十二条）

- ・未然防止、早期発見、起きた場合の対処を組織的に円滑に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・いじめ対策委員会を、次のように構成する。

<校内いじめ対策委員会>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、学年部代表、該当学級担任

<拡大いじめ対策委員会>

校内いじめ対策委員会のメンバーに学校運営協議員を加える。

- ・いじめ対策委員会において、「いじめ防止基本方針」の進捗状況を確認したり、方向付けをしたりする。
- ・いじめ対策委員会において、いじめが起きた場合の対処について具体化する。

**8 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画**

|   | 取組内容（例）   | 備考                           |
|---|---|------------------------------|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式、PTA総会等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明</li> <li>・学校だより、HP等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）</li> <li>・学校運営協議員会で「方針」説明</li> </ul> ☆児童集会（全校宣言・学級宣言の確認） | 「方針」の確認<br>ぷちアンケート（いじめアンケート） |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> <li>・第1回「拡大いじめ対策委員会」の実施</li> </ul>   | ぷちアンケート                      |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童向けネットいじめ研修</li> </ul> ☆児童会執行部<br>「いじめゼロ宣言」「学級宣言」決定<br>☆図書委員会<br>「あじさい図書館まつり」ぽかぽかレター<br>・「教えてねアンケート」「マイサポーター決定」「教育相談」の実施、  |                              |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校評価実施（対策等の見直し）</li> <li>・第1回「校内いじめ対策委員会」の実施（1学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>   | ぷちアンケート                      |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（1学期の取組の評価と教育相談研修会）</li> </ul>  | 夏季休業中の指導                     |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・HP等による取組経過等の報告</li> </ul>  | ぷちアンケート                      |

|    |   |                     |
|----|---|---------------------|
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> <li>・学校運営協議員会</li> </ul>   | ぷちアンケート             |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあい集会」に向けた取組</li> <li>・「教えてねアンケート」「マイサポーター決定」「教育相談」の実施、</li> </ul>   |                     |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあい集会」</li> <li>・全校道徳</li> <li>・第2回学校評価実施（次年度に向けて）</li> <li>・第2回「校内いじめ対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組について中間交流）</li> </ul> | 冬季休業中の指導<br>ぷちアンケート |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（2学期の取組の評価と次年度の取組計画）</li> <li>・マイサポーターとの教育相談の実施（全児童）</li> </ul>   | ぷちアンケート             |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会の取組のまとめ</li> <li>・第2回「拡大いじめ対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）</li> <li>・学校運営協議員会</li> </ul>                          | ぷちアンケート             |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>  | ぷちアンケート             |

## 9 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関する事
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関する事

## 10 個人情報の取扱い

個人調査（アンケート等）の保存について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、アンケート用紙の原本等の一次資料を、当該児童が卒業するまで保存することとする。また、聴取の結果等を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。